

# 一人親方

建設業に従事している個人事業主のみなさまへ

# 労災保険



建設業・一人親方の労災保険加入

一人親方あんしん協会

# 目次

1	労災保険ってどんなもの？	<u>3 ページ</u>
2	労災保険制度の特徴（まとめ）	<u>5 ページ</u>
3	特別加入制度とは？	<u>6 ページ</u>
4	労災保険はどうやって手続きするの？	<u>7 ページ</u>
5	一人親方あんしん協会って何？	<u>8 ページ</u>
6	特別加入に必要な費用は？	<u>10 ページ</u>
7	労災保険料の早見表	<u>11 ページ</u>
8	給付基礎日額って？	<u>12 ページ</u>
9	加入時検診が必要な方	<u>13 ページ</u>
10	加入までの流れ	<u>14 ページ</u>
11	振込先金融機関	<u>15 ページ</u>
12	労働災害発生時の流れ	<u>16 ページ</u>
13	よくある質問	<u>17 ページ</u>
14	一人親方あんしん協会	<u>19 ページ</u>
15	加入申込書	<u>20 ページ</u>

# 1 労災保険ってどんなもの？

## 労災保険制度とは？

労災保険は、働く人が工作中や通勤途上でケガ・病気になった際、必要な給付を行うものです。

業務災害または通勤災害に遭ったときは、病院の治療費が支給されるほか、やむなく休業せざるを得なくなったときは休業の補償があります。また、後遺障害が残った場合は障害の程度に応じて年金や一時金が支給され、死亡の場合には遺族への補償もあります。







労働者が業務災害に遭ったときは、事業主がその補償をしなければならないと労働基準法で定められています。

私たちが業務外で医療機関にかかるときは健康保険が7割を負担してくれるため窓口で3割を支払いますが、これが業務災害になると被災した労働者を雇用している会社（建設業では元請事業者）が10割を負担することになります。

この災害補償の負担を軽減するためにできた公的な保険制度が労災保険であり、従業員を雇用するすべての事業者（建設業においては元請事業者）に加入が義務付けられています。労災保険では少ない保険料負担でさまざまな種類の給付が手厚く行われるため、被災した労働者を守る制度と思われがちですが、実は事業主を守るためのものであるとも言えるのです。



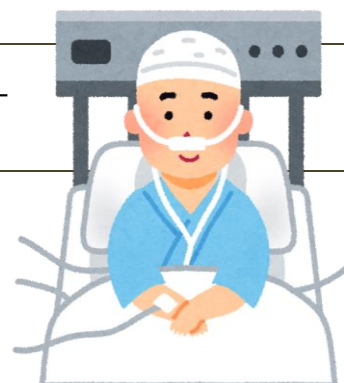
## 2 労災保険制度の特徴（まとめ）

### 3つの特徴

- 国が運営している公的な保険だから確実
- さまざまな給付がある複合型の保険だから安心
- 手厚い給付なのに保険料が安い

### 手厚い補償が用意されています

療養補償	傷病が治るまで、病院の治療費が10割支給されます
休業補償	休業中の生活保障として、給付基礎日額の8割が支給されます (労働者の給付基礎日額は3か月平均の給与となりますが、一人親方は加入時に自分で設定した3,500円～25,000円の金額となります)
遺族補償	死亡したとき、遺族の人数等に応じて年金または一時金が支給されます
障害補償	後遺障害が残ってしまったとき、障害等級に応じて年金または一時金が支給されます
このほかにも傷病補償年金、葬祭料、介護補償があります	



### 3 特別加入制度とは？

労災保険制度は、本来は労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入を認めています。これが「特別加入」制度です。



#### 特別加入者の種類

中小事業主	一定の人数以下の労働者を雇用する中小企業の経営者
一人親方等	建設業、運送業、漁業などの事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする人
特定作業従事者	農業など一定の作業に従事する人
海外派遣者	海外の事業に派遣されている人

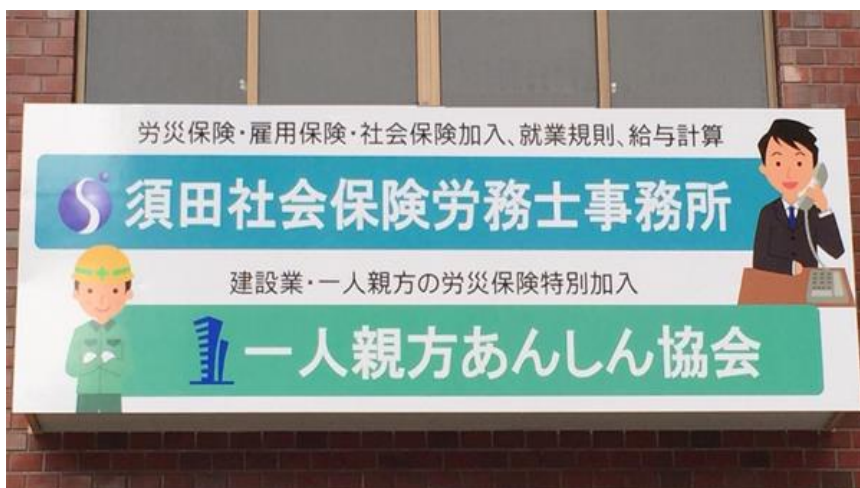
## 4 労災保険はどうやって手続きするの？

### 特別加入団体の所属が必要

一人親方の労災加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うこととなっており、労災加入希望者はこれらの団体に所属して手続きを行ってもらう必要があります。

**一人親方あんしん協会**は、2015年に厚生労働省岐阜労働局長の承認を受けた、建設業に従事する一人親方のための特別加入団体です。

一人親方あんしん協会に加入すれば、労災に特別加入となります。



一人親方あんしん協会は、岐阜県とその隣接県である愛知県、三重県、長野県、滋賀県、福井県、石川県、富山県にお住まいの方を対象としています。

## 5 一人親方あんしん協会って何？

建設業に従事している個人事業主の労災加入手続きを行います



**一人親方あんしん協会**は岐阜県岐阜市に事務局を置き、建設業を営んでいる一人親方の労災加入や災害発生時の手続きを行っています。

厚生労働省岐阜労働局長の承認を受けており、現在では多くの一人親方が加入されています。

一人親方あんしん協会に加入できる人とは

法人、個人に関わらず従業員を雇用せず、一人で建設業を営んでいる人（一人親方）が対象です。また一人親方の配偶者と同居の親族（親や子）も家族従事者として加入ができます。

従業員を使用する場合でも、その日数が年間100日に満たないときは、一人親方として加入ができます。（労働者雇用日数が100日以上の場合は、中小事業主へ切り替えて特別加入できます）





## 一人親方あんしん協会の特徴

- 今すぐ加入したい人には最短1日で手続きが完了！
- 労災加入を証明する「協会員証」を迅速発行！（最短当日）
- 手続きがとても簡単！
- 社会保険労務士が窓口なので、災害発生時のむずかしい手続きをすべて任せられて安心！



## こんな理由で加入されている人が多いです

- ケガをして休業したときの生活保障が欲しい
- 危険な職種なのでいざという時に備えて、家族のために保険に入っておきたい
- 元請けに労災加入を迫られていて、未加入だと仕事がもらえない



## 6 特別加入に必要な費用は？

労災保険の特別加入に必要な費用は、労災保険料と一人親方あんしん協会の会費の合計額です。

### ① 労災保険料

特別加入の場合、労災保険料は次の式で求められます。

$$\text{特別加入保険料 (年額)} = \text{給付基礎日額} \times 365 \text{日} \times \text{労災保険率}$$

※給付基礎日額は、特別加入者の希望する額を基にして、都道府県労働局長が定めます。  
※建設業一人親方の労災保険率は17/1000です。(2024年度予定)

給付基礎日額	特別加入保険料
3,500円	21,709円
4,000円	24,820円
5,000円	31,025円
6,000円	37,230円
7,000円	43,435円
8,000円	49,640円
9,000円	55,845円
10,000円	62,050円
12,000円	74,460円
14,000円	86,870円
16,000円	99,280円
18,000円	111,690円
20,000円	124,100円
22,000円	136,510円
24,000円	148,920円
25,000円	155,125円

+

### ② あんしん協会費

年会費

**12,000円/年** (4～9月入会 12,000円)  
(10～3月入会 6,000円)

入会金

**3,000円** (新規加入時のみ)



これが労災加入を証明するカードです。最短は当日に発行できます。

労災事故にあったときは、社会保険労務士が責任をもって療養補償給付（治療費）を始めとする、各種給付の手続きを行います。これらの手続き費用は会費で賄われるため、災害でお困りの時には一切費用がかかりません。

# 7 労災保険料の早見表

労災保険料は特別加入者が希望する給付日額によって、以下の表のとおりとなります。

初年度は加入月によって保険料が月割りとなります。

一人親方の労災特別加入保険料の一覧表です。

下記の費用に一人親方あんしん協会の年会費および入会金を加えた金額をお支払いいただきます。

(※表は 2024 年度予定の一人親方の労災特別加入保険料です。)

日 額	加 入 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3,500	21,709	19,907	18,088	16,286	14,467	12,665	10,846	9,044	7,225	5,423	3,604	1,802
4,000	24,820	22,746	20,672	18,615	16,541	14,467	12,410	10,336	8,262	6,205	4,131	2,057
5,000	31,025	28,424	25,840	23,256	20,672	18,088	15,504	12,920	10,336	7,752	5,168	2,584
6,000	37,230	34,119	31,025	27,914	24,820	21,709	18,615	15,504	12,410	9,299	6,205	3,094
7,000	43,435	39,814	36,193	32,572	28,951	25,330	21,709	18,088	14,467	10,846	7,225	3,604
8,000	49,640	45,492	41,361	37,230	33,082	28,951	24,820	20,672	16,541	12,410	8,262	4,131
9,000	55,845	51,187	46,529	41,871	37,230	32,572	27,914	23,256	18,615	13,957	9,299	4,641
10,000	62,050	56,865	51,697	46,529	41,361	36,193	31,025	25,840	20,672	15,504	10,336	5,168
12,000	74,460	68,255	62,050	55,845	49,640	43,435	37,230	31,025	24,820	18,615	12,410	6,205
14,000	86,870	79,628	72,386	65,144	57,902	50,660	43,435	36,193	28,951	21,709	14,467	7,225
16,000	99,280	91,001	82,722	74,460	66,181	57,902	49,640	41,361	33,082	24,820	16,541	8,262
18,000	111,690	102,374	93,075	83,759	74,460	65,144	55,845	46,529	37,230	27,914	18,615	9,299
20,000	124,100	113,747	103,411	93,075	82,722	72,386	62,050	51,697	41,361	31,025	20,672	10,336
22,000	136,510	125,120	113,747	102,374	91,001	79,628	68,255	56,865	45,492	34,119	22,746	11,373
24,000	148,920	136,510	124,100	111,690	99,280	86,870	74,460	62,050	49,640	37,230	24,820	12,410
25,000	155,125	142,188	129,268	116,331	103,411	90,474	77,554	64,634	51,697	38,777	25,840	12,920

※年度途中は日額変更不可

## 8 給付基礎日額って？

### 給付基礎日額とは

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を決める基礎となるものです。例えば、給付基礎日額が10,000円なら、おケガなどで休業している間は、1日当たりその8割に当たる8,000円の給付が受けられます。



労働者の給付基礎日額は、平均賃金といって労働基準法で定められた式に基づいて3か月の平均額が算出されますが、一人親方の場合は3,500～25,000円の間で加入者が自身の所得に見合った額を選択することができます。そして、その額を基に保険料が決定するのです。

### 労災保険料はどのように決められるの？

年間の保険料は、給付基礎日額に365を掛けた額に対して、労災保険料率(2024年度の建設業一人親方の保険料率は17/1000)を掛けたものになります。年度の途中で加入した場合は、月割となります。



## 9 加入時検診が必要な方

### 加入時検診が必要な方

次の特定業務に一定の期間従事したことのある方は、労災加入に当たり健康診断の受診をお願いする場合があります。

- ・ 粉じん作業を行う業務
- ・ 振動工具使用の業務
- ・ 鉛業務
- ・ 有機溶剤業務



その場合は、加入から約1か月以内に指定の健診実施機関にて受診していただきます。

※指定機関での受診は無料です



健診実施機関は岐阜県内、愛知県内に何か所かありますので、お住まいにできるだけ近い場所で受診できるよう配慮いたします。

# 10 加入までの流れ

申し込みから加入が完了するまでの流れは次のとおりです



※お急ぎの方は次のようにすれば時間を短縮できます。

## お急ぎの場合

電話確認の際にお急ぎであることをお伝えください。

請求書を郵便ではなく、F A X・メールでお送りします。

請求書が届けばすぐにお振込が可能です。

# 11 振込先金融機関

## 入金はゆうちょ銀行がおすすめです

お振込先は次の金融機関が選択できます。

- ・ 三菱UFJ銀行
- ・ 十六銀行
- ・ 大垣共立銀行
- ・ 岐阜信用金庫
- ・ ゆうちょ銀行



システムの都合上、ゆうちょ銀行は入金確認が迅速にできるため、お急ぎの場合はゆうちょ銀行へのお振込をお勧めします。

### お急ぎの場合

#### 他銀行経由にしないことがポイントです

「中京銀行から三菱UFJ銀行へ」のように、他銀行を経由して振り込まれますと入金に時間がかかります。直接、銀行の本支店からお振り込みください。

#### 手渡しも可能です

事前にご予約していただくことで、一人親方あんしん協会（岐阜市長旗町 1-12）にて、手続きを進めることも可能です。

## 12 労働災害発生時の流れ

### 労災事故が発生した場合、下記の流れで手続きをします

あなた	医療機関の窓口で一人親方あんしん協会「協会員証」を提示の上、「労災事故」として申し出てから診察を受けてください。
あなた	医療機関へ医療費の支払いをしてください。 ・労災指定病院を受診する場合、事前の申し出があれば支払いは不要です ・労災指定病院以外を受診する場合、一旦全額を自己負担する必要があります
あなた	当協会（須田社労士事務所 内 TEL 058-227-5564）にご連絡ください。
当協会	事故の状況をお聞きして書類を作成し、加入者様または医療機関に送付するなど、必要な手続きを行います。

### 給付手続きについて

労働災害の発生時には、一人親方あんしん協会が療養給付や休業給付など各種給付の申請手続きを行います。その際、【どのような状況で事故に遭われたのか】など詳しい状況をお尋ねしますので、ご協力をお願いいたします。



なお、低額な手数料を実現するため原則として現地訪問は行いませんが、電話、FAX、Eメール、郵便等を活用することで問題なく手続きできます。どうぞご安心ください。



## 13 よくある質問

お問い合わせの前に「よくある質問」をご一読ください

### Q 1. 一番安く加入したいのですが、どうすればいいのですか？

A 1. 給付基礎日額を3,500円に設定すると最も安くなります。

### Q 2. 費用を分割で支払うことはできますか？

A 2. いいえ、分割払いの取り扱いはありません。一括払いのみとなります。

### Q 3. お会いせずに入社することはできますか？

A 3. はい、インターネットからもお申込できますし、お電話でいくつか質問させていただき、郵送等で手続きできます。

### Q 4. 労災保険の補償内容など簡単に教えてもらえますか？

A 4. はい、本パンフレットの[5ページ](#)「労災保険制度の特徴（まとめ）」をご覧ください。

### Q 5. 給付基礎日額は自分の収入に合わせないといけないですか？

A 5. いいえ、収入に関係なくご希望の金額を設定できます。

### Q 6. 給付基礎日額は最低額でいいでしょうか？

A 6. 休業補償は給付基礎日額の8割となっており、遺族補償給付や障害補償給付も給付基礎日額に応じて金額が変わるため、実際に負傷した際の生活保障を考えると、特に危険性の高い仕事なら最低額ではなく、ある程度高くしておいた方が安心です。ただ、労災給付は補償範囲が業務災害のみと限られているため、民間の生命保険会社の医療保険などを組み合わせてきっちりとリスク対策をすれば、労災は最低保障にしておくという考え方もできると思います。

**Q 7. 愛知県在住ですが、岐阜で手続きしてもらおうとどうなるのでしょうか？**

A 7. 管轄の労基署が岐阜になりますが、災害発生時の給付手続きは私どもで行いますので、お客さまにとって特に不都合はございません。

**Q 8. 労災保険を使うと元請けに迷惑をかけますか？**

A 8. 一人親方が労災保険を使っても元請けの保険関係には影響を与えませんので、元請けの労災保険料が高くなって迷惑をかけるということはありません。

**Q 9. 従業員を雇用したので中小事業主への切り換えはできますか？**

A 9. はい、中小事業主への切り換えには、協会を運営している須田社労士事務所の方で対応していますので、いつでもお申し出ください。

須田事務所では、一人親方から中小事業主へ切り換えた方向けのお得なプランをご用意しております。必要に応じて雇用保険や社会保険の加入手続きも可能です。

**Q 10. 一人親方なのか中小事業主かわからないのですが、どうすればいいですか？**

A 10. 一度お話を聞かせてください。状況に応じた最適なプランをご提案いたします。

**Q 11. あんしん協会の労働保険番号は何番ですか？**

A 11. 一人親方あんしん協会の労働保険番号は、  
21101-606118-000ですが、その会員一人一人に整理番号が割り振ってありますので、元請けなどに尋ねられたときは、  
21101-606118-000-整理番号 をお伝えください。

# 14 一人親方あんしん協会

協会名	一人親方あんしん協会
協会運営	須田社会保険労務士事務所
所在地	〒500-8177 岐阜市長旗町1-12 第1後藤ビル201
電話	058-227-5564
FAX	058-257-1562
E-Mail	anshin@rosai-m.com
ホームページ	http://rosai-m.com
営業時間	9:00~17:00
定休日	土・日・祝日
振込先	三菱UFJ銀行 岐阜支店 普通 0336792 ヒトリオヤカタアンシンキョウカイ スダジュン 十六銀行 本店 普通 2771599 ヒトリオヤカタアンシンキョウカイ スダジュン 大垣共立銀行 岐阜支店 普通 1082954 ヒトリオヤカタアンシンキョウカイ 岐阜信用金庫 本店営業部 普通 1475478 ヒトリオヤカタアンシンキョウカイ ゆうちょ銀行 二四八 普通 0538319 ヒトリオヤカタアンシンキョウカイ
加入対応地域	岐阜県、愛知県、三重県、長野県、滋賀県、福井県、石川県、富山県

## ■公共交通機関にてお越しの場合

JR名古屋駅 - JR東海道線「岐阜駅」徒歩9分  
中部国際空港(セントレア) - 名鉄「岐阜駅」徒歩4分

## ■お車にてお越しの場合

東海北陸自動車道 各務原インターより約20分  
東海北陸自動車道 一宮木曽川インターより約23分  
名神高速道路 一宮インターより約40分  
名岐バイパス(国道22号線)岐南町交差点より約15分



中小事業主への切り替えもスムーズです。  
お得なプランをご用意しています。

# 15 加入申込書

一人親方あんしん協会 殿

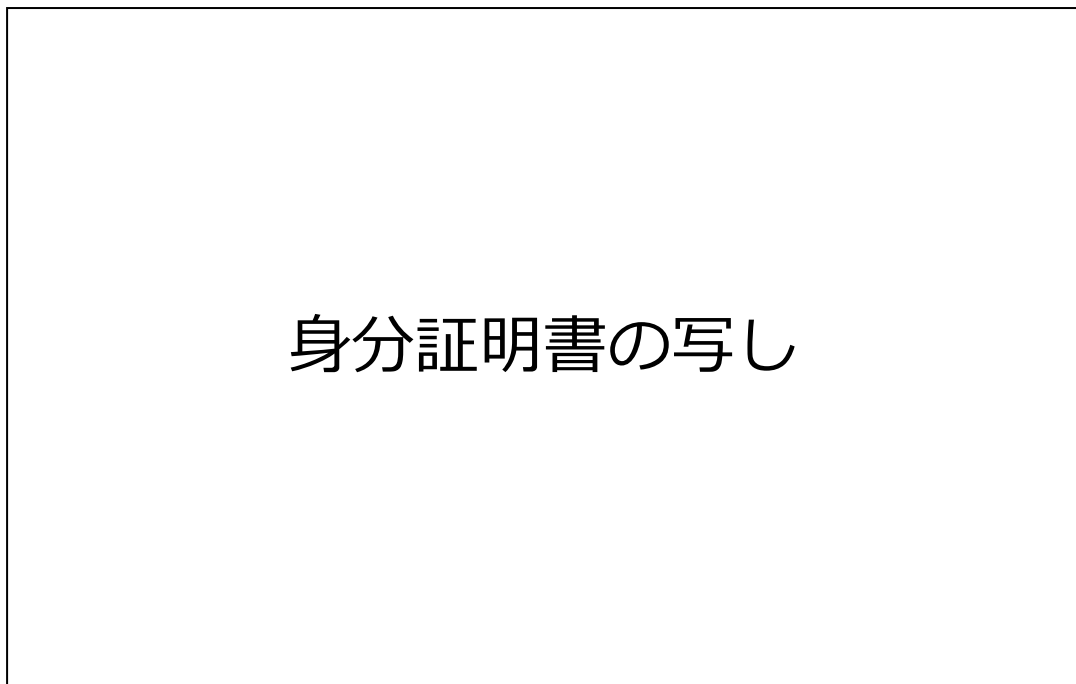
下記の事項を誓約し、加入申し込みをいたします。

- ・住所、氏名等に変更を生じたときは、すみやかに連絡します。
- ・労働安全衛生法を遵守し、業務災害の防止と安全に努めます。
- ・保険料の納入を遅延した時、協会に提出した書類に事実と異なった記載をしたことが判明した場合は、協会員としての資格を取り消されても一切の異議申し立てを行わないことを誓約します。

フリガナ				性 別	
お名前				男 ・ 女	
電 話		F A X			
携帯電話		屋 号			
メールアドレス	@	生年月日	S ・ H	年 月 日	
住 所	〒				
業務内容	1.大工工事 2.型枠大工工事 3.内装工事 4.サッシ・建具工事 5.ガラス工事 6.電気設備工事 7.空調工事 8.水道・給排水設備工事 9.住宅設備工事 10.ガス設備工事 11.家具工事 12.左官工事 13.サイディング・外壁工事 14.屋根・瓦工事 15.板金工事 16.塗装工事(室外) 17.塗装工事(室内) 18.シーリング・防水工事 19.エクステリア・外構工事 20.造園工事 21.基礎工事 22.土木工事 23.足場工事 24.解体工事 25.その他( )			除染作業	なし・あり
特定業務に従事したことのある方はご記入ください。(加入時に健康診断の受診が必要です。)					
粉じん作業を行う業務	なし・あり	年 月～ 年 月頃	鉛業務	なし・あり	年 月～ 年 月頃
身体に振動を与える業務	なし・あり	年 月～ 年 月頃	有機溶剤業務	なし・あり	年 月～ 年 月頃
希望する 給付基礎日額	3,500円・4,000円・5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円・22,000円・24,000円・25,000円				
加入希望年月日	1. 年 月 加入希望		2. 準備が整い次第最短で加入希望		
一人親方あんしん協会を 何で知りましたか？	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 紹介 <input type="checkbox"/> その他				



身分証明書	身分証明書の種類と提出方法に○をうち、振込後に選択された方法でお送りください。	
	【種類】	1. 運転免許証 2. パスポート
	【提出方法】	1. FAX 2. 郵送 3. メール (PDF または画像ファイル)
	FAX 番号	058-257-1562
	郵送先	〒500-8177 岐阜県岐阜市長旗町 1-12 第1 後藤ビル 201
Eメールアドレス	<a href="mailto:anshin@rosai-m.com">anshin@rosai-m.com</a>	



振込後に身分証明書の写しを「一人親方あんしん協会」宛にご送付ください。

■送付先

**一人親方あんしん協会**

FAX 番号 058-257-1562

郵送先 〒500-8177

岐阜県岐阜市長旗町 1-12 第1 後藤ビル 201

Eメールアドレス [anshin@rosai-m.com](mailto:anshin@rosai-m.com)

一人親方あんしん協会

**FAX. 058-257-1562** (24 時間 365 日受け付け)